

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土等

要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500m <sup>2</sup> 超 3,000m <sup>2</sup> 超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

〈一時的な土石の堆積〉

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300m <sup>2</sup> 超 1,500m <sup>2</sup> 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m <sup>2</sup> 超 3,000m <sup>2</sup> 超 となるもの
イメージ図		